

放射線機器管理士部会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、社団法人日本放射線技師会放射線機器管理士部会(以下、本部会という)という。

(所在地)

第2条 本部会の事務局は、日本放射線技師会事務局に置くものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本部会は、医療施設において適正な医療を確保するため、診断および治療にかかわる医療画像機器や治療装置の性能を維持し、また安全を確保する目的を達成するため、研究活動・講演会等を行うとともに、関連学協会との連携をはかり、会員の資質向上ならびに相互の情報交換を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は前条の目的を達成するために次の事を行う。

- (1) 学術研究発表、学術講演会等の開催
- (2) 研究会雑誌、学術図書等の発刊
- (3) 放射線関連機器等に関する調査研究
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本部会の会員は正会員と準会員で構成する。

- (1) 正会員は、日本放射線技師会の放射線機器管理士の資格を有し、本部会の目的趣旨に賛同し、所定の入会手続きを完了した者とする。
- (2) 準会員は、本部会の趣旨に賛同し、放射線関連機器の管理について関心を持ち、本部会の行う事業に協力する事を目的として入会する者とする。

(入会手続き)

第6条 本部会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて事務局に提出するものとする。

(退会)

第7条 本部会の退会は自由とする。但し、会員は会費を2年間滞納の場合そ

の資格を喪失する。

2. 会員で退会しようとする者は、理由を付して速やかに退会届を提出する。

(会員の権利)

第8条 会員は、本部会の発刊する刊行物、資料及び通知等の優先的配布を受ける事ができるほか、本部会の行う事業に参加することができる。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第9条 本部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (3) 監査 1名

(役員を選任等)

第10条 部会長及び監査は部会総会において正会員の中から選任する。

2. 事務局長、理事は部会長が正会員の中より任命する。

(役員の職務)

第11条 部会長は本部会を代表し、本部会の会務を総理する。

- 2. 事務局長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 3. 理事は部会長を補佐し、本部会の運営及び事業について企画実行する。
- 4. 監査は本部会の会計ならびに事業監査の任を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

(顧問)

第13条 本部会に顧問をおくことができる。

- 2. 顧問は、(社)日本放射線技師会役員より、部会長がこれを委任する。
- 3. 顧問は、本部会の事業の運営について部会長の相談に応じ、必要と認められる事項について部会長に助言する。
- 4. 顧問の任期は部会長の在任期間とする。

第5章 会議の種類

第14条 本本部会における会議は、総会、理事会、委員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第15条 通常総会は、毎年度1回全国放射線技師総合学術大会期間中に開催する。

2. 臨時総会は部会長が必要と認めた時、理事会の決議を経て部会長がこれを招集する。

第16条 総会は会務報告と重要事項を審議決定する。

第17条 総会は会員をもって組織する。

2. 総会は会員の10分の1以上の出席がなければ開会することができない。

3. 総会の決議は、出席会員の過半数の同意をもって決する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会)

第18条 理事会は部会長、事務局長及び理事をもって構成し、この規約で規定するものの他、次の事項を審議する。

(1) 総会で議決された事項の執行。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) 本規約を施行するに必要な諸規則の制定ならびに改廃

(4) その他、部会長が付議する事項。

(委員会)

第19条 本本部会に調査研究のための委員会等を置くことができる。

2. 委員会等の委員長は理事会の承認を経て、部会長がこれを委託する。

3. 委員会等の委員は委員長が選任するものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第20条 本本部会の資産は次の通りとする。

(1) 会費

(2) 資産及び事業に伴う収入

(3) その他の雑収入

(会費)

第21条 本本部会の会費は総会において決議する。

第22条 部会員は当該年度の会費を前納するものとする。

第23条 部会員の既納した部会費はその理由にかかわらず返還しない。

(資産の管理)

第24条 本部会の資産は部会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第25条 本部会の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計年度)

第26条 本部会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

2. 全国放射線技師総合学術大会期間中に開催する総会において会計報告するものとする。

第7章 規約の変更

(規約の改正)

第27条 この規約の改廃は理事会の決議を経て、総会出席者の3分の2以上の承認を得なければならない。

2. 規約は、社団法人日本放射線技師会会長の許可を経て施行する。

附則

1. 本規約に定めるもののほか、本部会の運営に必要な細則は理事会の決議を経て別に定めることができる。

2. 本規約は平成15年6月6日より施行する。

3. 第10条の規定にかかわらず、平成15年度総会までの役員は以下とする。

部会長	中村 泰彦
理事	安田 鋭介
	安藤 博敏
	吉浦 隆雄
	神谷 靖治
	諸澄 邦彦
	菊地 克彦
事務局長	小川 正人
監事	新開 英秀